

# 令和3年度 目黒区学童保育クラブの自己チェックシート

施設名： 五本木住区センター児童館学童保育クラブ

<自己チェックの進め方>

- ①各施設単位で、運営の内容について確認します。
- ②各チェック項目について育成支援の記録を見ながら振り返ってください。
- ③その際、別紙「自己チェックリスト」にある『評価の着眼点』を目安にしてください。また、併せて「放課後児童クラブ運営指針解説書」も参考にしてください。なお、各チェック項目の設問は、運営指針の指針項目に基づいています。
- ④各チェック項目を振り返った結果は、以下の要領で「結果」欄に記入してください。  
例えば「○：できている(評価の着眼点の事項が全てできている)」「△：一部できている(評価の着眼点の事項が一部できている)」「×：できていない(評価の着眼点の事項がほとんどできていない)」といった三段階でドロップダウンリストから選択してください。なお、評価の対象に当てはまらない場合は、「-：該当しない(評価の対象に当てはまらない)」を選択してください。
- ⑤○、△、×すべての評価について、その結果に至った理由(なお、評価が△、×だった場合は改善に向けた対策案など)をコメント欄に必ず記入してください(100字以内)。職員間で評価結果や気づき、よりよい育成支援の視点等を共有する際に役立ちます。

## I 運営指針 総則、職員の資質向上、事業の対象となる子どもの発達に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コメ ン ト
1 趣 旨	○「放課後児童クラブ運営指針」の趣旨を理解している。	○	目黒区学童保育クラブ運営指針及び放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づき質の向上と充実に努めている。
2 放課後児童健全育成事業の役割	○放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の役割を理解している。	○	放課後健全育成事業は小学生以下の児童の保護者が労働により昼間家庭にいないものに適切な遊び及び生活の場を保证し学校や地域と連携を図りながら保護者と連携して育成支援を行い子育てを支援する。
3 放課後児童クラブにおける育成支援の基本	(1)放課後児童クラブにおける育成支援	○放課後児童クラブにおける育成支援の目的を理解している。	○放課後児童クラブのにおける育成支援の観点から子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように子どもの安心して過ごせる環境を整えている。
	(2)保護者及び関係機関との連携	○保護者や学校等の関係機関と連携している。	○保護者と連絡帳や個人面談、保護者会等を通じて児童の情報の共有し保護者が安心して子育てと仕事を両立できるよう支援している。学校や地域の関係機関と定期的に連絡をとり連携し家庭の支援を行っている。
	(3)放課後児童支援員等の役割	○放課後児童支援員及び補助員は、その役割を理解している。	○職員は必要な知識を持ち職務に当たるとともに常に意識の向上を図るために適宜研修を受け適切な支援が行えるようにしている。
	(4)放課後児童クラブの社会的責任	○放課後児童クラブの社会的責任を理解している。	○子どもの人権を尊重し子供の意見表明の場を作り育成支援を行っている。研修やOJTを通じて育成支援の内容、職場環境、財政・事業運営を含めて法令遵守の必要性に組織的に取組み、職員一人ひとりの資質の向上と育成支援の充実に努めている。
4 放課後児童クラブの社会的責任と職場倫理	(1)社会的責任・職場倫理	○放課後児童クラブは社会的信頼を得て育成支援に取り組み、放課後児童支援員等は仕事を進める上での倫理を自覚し、育成支援の内容の向上に努めている。	○保護者や地域の関係機関の信頼を得て育成支援に取り組んでいる。
	(2)法令遵守のための組織的取組	○放課後児童クラブの運営主体は法令を遵守するとともに、すべての放課後児童支援員等が職場倫理を自覚して職務に当たるよう組織的に取り組んでいる。	○研修やOJTを通じて育成支援の内容、職場環境、財政・事業運営を含めて法令遵守の必要性に組織的に取組み、職員一人ひとりの資質の向上と育成支援の充実に努めている。
5 要望及び苦情への対応	○子ども及び保護者からの要望や苦情に、迅速に対応する仕組みを整えて対応している。	○	子どもや保護者からの要望や苦情については適切に誠意をもって対応し、その内容については職員間で共有し改善している。
6 事業内容向上への取り組み	(1)職員集団のあり方	○放課後児童支援員等は、事業内容の向上を目指す職員集団を形成するとともに、事業内容を向上させるように努めている。	○毎日の打合せ、情報共有を大切に、意見交換や振り返りなどを通して職員集団の質の向上に努めている。
	(2)研修等	○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の研修機会の確保や参加できる環境を整えている。	○職場内外の様々な機会を捉えて資質の向上を図るための研修等の機会を充実させ積極的に放課後児童支援員に周知を図り参加を促している。
	(3)運営内容の評価と改善	○放課後児童クラブの運営主体は、子どもや保護者の意見を取り入れて自己評価を行い、その結果を公表し、事業内容の向上に生かしている。	○区としては、令和元年度より運営主体が実施する利用者アンケートに加え自己評価を導入することで事業内容の向上や改善を図ると共に、HPでも結果を公表し各学童保育クラブがどのように取組んでいるかを明らかにしている。
7 子どもの発達理解	○放課後児童支援員等は、子どもの発達の特徴や発達過程を理解し、育成支援を行っている。	○	目黒区では支援が必要な児童が入所する際保育参観を行い協議会を開催し必要であれば職員の加配を行い子どもの発達の特徴や発達過程を理解し支援を行っている。

## II 運営指針 放課後児童クラブにおける育成支援の内容、学校及び地域との関係に対応する項目

区 分	チェック項目	結果	コメ ン ト
8 育成支援の内容	(1)育成支援の内容	○育成支援の内容について理解している。	○児童の豊かな放課後の生活を保障し保護者が安心して子育てと仕事の両立ができるよう支援している。
	(2)育成支援の留意点	○育成支援の留意点を理解し、支援を行っている。	○育成支援の内容を理解し放課児童クラブに通う児童が自ら進んで通い続けられるように援助している。
9 障害のある子どもへの対応	(1)障害のある子どもの受入れの考え方	○障害のある子どもの受入れの考え方を理解し、可能な限り受入れに努めている。	○学童保育クラブにおける障害児等の対応基準に基づき障害のある児童の受け入れを行っている
	(2)障害のある子どもの育成支援に当たった留意点	○障害のある子どもの育成支援に当たった留意点を理解し、育成支援を行っている。	○障害児対応部会を開催し実践研修を行っている。専門機関の巡回指導を受け児童の特性を理解し保育を行っている。
10 特に配慮を必要とする子どもへの対応	(1)児童虐待への対応	○児童虐待の早期発見の努力義務があることを理解し、保護者の不適切な養育や児童虐待が疑われる場合には、関係機関と連携し、適切に対応している。	○日頃から子どもの様子に留意しておくとともに、学校、主任児童委員、子ども家庭支援センターなど関係機関との連携がスムーズに取れるよう関係づくりにも努めている。
	(2)特別の支援を必要とする子どもへの対応	○家庭での養育について特別な支援が必要な子どもには、関係機関と連携して適切に支援を行っている。	○保護者との継続的な関わりから家庭での様子を知る。学校、主任児童委員等と連携を図り、対応している。
	(3)特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たった留意事項	○特に配慮を必要とする子どもへの対応に当たっては、プライバシーの保護と秘密保持に留意している。	○対応する際は個人情報に関する取扱いを確認して対応している。
11 保護者との連携	(1)保護者との連絡	○各種連絡手段を活用して、子どもの出席、遊びや生活の様子について保護者と共有している。	○事前に連絡帳を通して確認し、連絡のない欠席などは必ず電話で確認をしている。連絡帳、クラブ便り、個人面談などを通して情報を発信したり共有するよう努めている。
	(2)保護者からの相談への対応	○保護者と信頼関係を築き、相談に適切に対応している。	○連絡帳でのやり取りに加え、お迎え時、電話対応時などに気軽に話せる関係づくりに努めている。

		(3)保護者及び保護者組織との連携	○保護者との協力関係を構築するとともに、保護者組織と連携している。	○	父母会役員会で、クラブでの子どもの様子を伝えている。コロナ対策を講じながら、クラブの活動において父母会や父母と協力しながらできる内容を積極的に立案して協同できる機会を作っている。
12	育成支援に含まれる職務内容と運営に関わる業務	(1)育成支援に含まれる職務内容	○育成支援に係る職務を実施している。	○	目黒区学童保育クラブ運営指針に沿って年間計画に基づき事業を行っている。保護者会で年間の事業計画を伝え理解、協力を得ている。
		(2)運営に関わる業務	○運営に関わる業務を実施している。	○	児童の状況や事業の状況については朝会や昼会を通じて情報を共有し日々の活動は保育日誌に記載し児童の状況を引き継いでいる。出欠の確認は複数の職員で確認を行い保護者とは連絡帳を通して児童の様子を伝えあい、個人面談等で直接保護者と共有できている。
13	学校との連携	(1)学校との連携	○情報交換や情報共有、学校施設の利用等、学校との連携を図っている。	○	日頃から相互に頻繁なやり取りを行っている。学校行事の参観、学級担任との懇談、ランドセルひろばの利用、あいつ運動の参加、おたよりの交換など、地域で子どもを支える協力体制ができている。
		(2)学校との連携におけるプライバシーの保護	○学校との連携にあたって、個人情報や秘密保持について予め取り決めている。	○	学級担任とクラスの児童の状況について懇談を行っている。その際懇談で得た情報について個人情報に関する取扱いについて確認を行っている。
14	保育所、幼稚園等との連携		○情報交換や情報共有等、保育所・幼稚園等との連携を図っている。	△	障害のある児童については園時に保育参観を行い必要な配慮について情報の共有を行っている。保育園の事業へ出席、学童保育クラブの事業への招待については新型コロナ感染症の予防から交流できていない。
15	地域、関係機関との連携		○地域組織や子どもに関わる関係機関等との連携を図っている。	○	地域の活動やPTAの会議に参加し地域の活動への協力及び情報の共有を行っている。
16	学校、児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	(1)学校施設を活用して実施する放課後児童クラブ	○学校施設を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	—	
		(2)児童館を活用して実施する放課後児童クラブ	○児童館を活用して放課後児童クラブを実施する上での留意事項を理解し、適切に対応している。	—	併設の児童館とは毎日の打合せなどで情報を共有し、連携している。ランドセル来館や卒後の居場所への移行などがスムーズになるよう切れ目のない支援につなげている。

### III 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策に対応する項目

区 分		チェック項目		結果	コメ ント
17	衛生管理及び安全対策	(1)衛生管理	○日常の衛生管理を適切に行うとともに、感染症の発生時における対応方針を予め定めている。	○	集団生活の場であることに加え、新型コロナウイルス感染症への対策もあり、施設内、備品、遊具、食器等の消毒を徹底している。また、ガイドラインやマニュアルが策定されているので、それに基づいて適切な衛生管理をしている。
		(2)事故やケガの防止と対応	○事故やケガを防止するための対策を講じるとともに、事故やケガの発生時における対応方針を予め定めている。	○	子どもが安全に安心して過ごすことができるように環境を整備するとともに、緊急時に適切な対応ができるよう危機管理マニュアルを作成している。
		(3)防災及び防犯対策	○防災及び防犯に備えた対策・訓練等を日ごろから行っており、災害等の発生時における対応方針を予め定めている。	○	子どもが自分で避けることのできない危険に遭遇しないように、遊びと生活の環境について安全点検と環境整備を行う。
		(4)来所及び帰宅時の安全確保	○関係者と連携して、来所及び帰宅時の子どもの安全を確保している。	○	学校地域と通学路点検を行い危険箇所について確認し保護者と情報を共有し帰宅時の安全の確保をしている。

### IV 運営指針 施設及び設備、衛生管理及び安全対策、放課後児童クラブの運営に対応する項目

区 分		チェック項目		結果	コメ ント
18	施設及び設備	(1)施設	○放課後児童クラブとして求められる機能を備えた施設(専用区画)を有している。	○	児童館併設の施設ではあるが、育成室が占有区画となっている。
		(2)設備、備品等	○放課後児童クラブとして求められる機能を満たすための設備や備品等を有している。	○	手洗い場は占有設備として設置されている。その他、備品等についても整備や入替などを行いながら整えている。
19	職員体制	(1)職員配置	○支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員等を置いている。	○	目黒区の職員配置基準に基づき、常勤職員3人、会計年度職員2人が配置されている。
		(2)育成支援の実施	○支援の単位ごとに育成支援を行っている。	○	受け入れ上限数60人、12月現在57人の育成支援を行っている。
		(3)放課後児童支援員の雇用形態	○放課後児童支援員を長期的に安定した形態で雇用している。	○	放課後児童支援員が長期にわたって安心して就業できるよう、処遇改善や労働環境の整備に努めている。
		(4)勤務時間	○放課後児童支援員等の勤務時間を、開所時間の前後に必要な時間と前提として設定している。	○	子どもの受け入れ準備、打合せ、育成支援の日誌作成、清掃、片付け、配布物等の作成、事務処理等を含め開所時間の前後に準備時間を設けるよう努めている。
20	子ども集団の規模(支援の単位)		○適切な子ども数規模の範囲(おおむね40人以下)で運営している。	△	区としては、現在の入所希望に対応するため、当面の間、1つのクラブにおいて70名を上限とし、それを超える場合は、2クラス等の運営ができるように施設を整備することとしている。
21	開所時間及び開所日		○開所時間及び開所日を適切に設定している。	○	開所時間は、8:15～18:15(一部の学童保育クラブで8:00～19:00)とし、開所日は、年間290日程度となっている。
22	利用開始等に関する留意事項		○利用開始や退所に関する留意事項を理解し、適切に対応している。	○	区として作成した利用案内を窓口、各施設等で配布し、併せて区のホームページでも公開している。また、利用開始にあたっては、各施設ごとに説明会を開催し、入所案内を配布し、利用及び退所時の説明を行っている。
23	運営主体	(1)運営主体の要件	○安定した経営基盤と運営体制を有し、子どもの健全育成や地域の実情についての理解を十分に有する主体が、放課後児童クラブを運営している。	○	放課後児童クラブの運営は、育成支援の継続性という観点から、子どもの福祉について理解し、安定した経営基盤と運営体制を有する主体が安定的・継続的に担っている。また、地域の実情についても理解をしている。
		(2)運営上の留意事項	○放課後児童クラブの運営主体は、設備運営基準に定められた運営上の留意事項を理解し、運営している。	○	放課後児童クラブの運営主体の留意点6項目について理解し運営に努めている。
24	労働環境整備		○放課後児童クラブの運営主体は、放課後児童支援員等の労働環境を適切に整備している。	○	安全衛生委員会を設置し、職場環境測定、よりよい職場づくり、健康管理研修などを行い、労働環境の整備に努めている。
25	適正な会計管理及び情報公開	(1)会計管理	○放課後児童クラブの運営主体は、適正な会計管理を行っている。	○	放課後児童クラブの公益性に照らし、保育料徴収の手続きや管理及び執行を適正に行い、執行状況報告について監査等を行い適正な会計管理に努めている。
		(2)情報公開	○放課後児童クラブの運営主体は、会計処理や運営状況について情報公開している。	○	事業内容や財務及び収支の状況について情報公開し、保護者や地域社会に対する説明責任に努めている。